

議案第 4 0 号資料

鶴ヶ島市都市計画税条例新旧対照表

改 正 後	現 行
附 則 1 ～ 4 略 (法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合) 5 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の 条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 6 略 7 略 (宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 8 略 9 略 1 0 附則第 8 項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分 の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整 都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額に満たない場合には、<u>附 則第 8 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税 額とする。 1 1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都 市計画税の額は、<u>附則第 8 項</u>の規定にかかわら ず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に 係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法 第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則 第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を	附 則 1 ～ 4 略 5 略 6 略 (宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 7 略 8 略 9 附則第 7 項の規定の適用を受ける宅地等に係 る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の 宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都 市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分 の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条 の 3 までの規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場合に おける都市計画税額に満たない場合には、<u>附則 第 7 項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。 1 0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が 0. 6 以上 0. 7 以下のものに係る 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都 市計画税の額は、<u>附則第 7 項</u>の規定にかかわら ず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に 係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法 第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則 第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を

当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。	当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
<u>1 2</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。	<u>1 1</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
<u>1 3</u> 略 （市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）	<u>1 2</u> 略 （市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）
<u>1 4</u> 略	<u>1 3</u> 略
<u>1 5</u> 略	<u>1 4</u> 略
<u>1 6</u> 略 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）	<u>1 5</u> 略 （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）
<u>1 7</u> 略	<u>1 6</u> 略
<u>1 8</u> <u>附則第8項及び第10項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第13項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第	<u>1 7</u> <u>附則第7項及び第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第12項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第

条第 6 項に、<u>附則第 1 4 項から第 1 6 項までの「市街化区域農地」</u>とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に、<u>附則第 1 5 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第 2 7 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。 <u>1 9</u> 略 <u>2 0</u> 略	6 項に、<u>附則第 1 3 項から第 1 5 項までの「市街化区域農地」</u>とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に、<u>附則第 1 4 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」</u>とは法附則第 2 7 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。 <u>1 8</u> 略 <u>1 9</u> 略
--	---